

令和6年1月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年1月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社新日本観光自動車（法人番号：9011801014880） 代表者 佐久間 洋行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区谷在家3-7-14 (足立営業所) 東京都足立区加賀1-11-4
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 30日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年4月20日及び令和5年5月12日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)運行表の作成、運転者等の携行義務違反(運輸規則第27条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)